

**2025 年度 S セメスターにおける
スポーツ・身体運動部会が開講する実技授業の履修について**

スポーツ・身体運動部会
教務課前期課程チーム

1 基礎科目「身体運動・健康科学実習Ⅰ・Ⅱ」について

注意：第1回目の授業については別途前期課程ウェブサイトやUTOLに案内を掲載する。

1) 1年生の履修について（過年度入学者含む）

初回授業日までに「身体運動・健康科学実習Ⅰ」が自動的に履修登録される。（過年度入学者で、すでに当該科目の単位を取得している者は除く）

また「身体運動・健康科学実習Ⅱ」については、2025年度Aセメスターにクラス指定の曜限で履修する形となる。（過年度入学者で、すでに当該科目の単位を取得している者は除く）

なお、「身体運動・健康科学実習Ⅰ」のメディカルケアコースを受講する場合は原則、履修登録の曜限が変更となるため、「3）「身体運動・健康科学実習Ⅰ・Ⅱ」としてメディカルケアコースを履修・再履修する1・2年生」を参照すること。

2) 2年生の履修について

■ 2024年度Aセメスターで「身体運動・健康科学実習Ⅱ」の登録を削除し、2Sで履修する予定の者

月曜3限および火曜2限で開講する総合科目D系列「スポーツ・身体運動実習【2年生対象】」と同時に、それぞれ1種目のみを「身体運動・健康科学実習Ⅱ（2S）」として開講する（月3は陸上、火2はフィットネスを予定）。該当者はいずれかの曜限に自動的に割り振られ、その結果はUTASの履修登録画面に4月7日（月）8:00までに反映される。履修曜限の変更を希望する者は4月9日（水）16:50までに下記専用フォームから申請をおこなうこと。

◀ [申請フォームへのリンク](#) ▶ 【受付期間：4月7日（月）10:00～4月9日（水）16:50】

■ 「身体運動・健康科学実習Ⅰ」「身体運動・健康科学実習Ⅱ」を再履修する者

「身体運動・健康科学実習Ⅰ・Ⅱ」を合わせた成績が平均合格の水準に達している学生は再履修しなくてもよい。平均合格の条件を満たしているか否かは、成績の原評価（点数）が公開された後に各自で確認すること。なお、総合科目D系列「スポーツ・身体運動実習」の履修を基礎科目「身体運動・健康科学実習Ⅰ・Ⅱ」の補修とすることはできないので注意すること。

再履修にあたっては、スポーツ・身体運動部会の専用フォーム（※[ECCSクラウドメールでのログイン](#)が必要）から申請をおこなうこと。その後、教務課指定の方法で「履修認定カード電子版」を申請すること。

◀ [スポーツ・身体運動部会の専用フォーム](#) ▶ 【受付期限：5月8日（木）16:50まで】

◀ [履修認定カード電子版](#) ▶ 【受付期間：4月7日（月）10:00～5月8日（木）16:50】

3) 「身体運動・健康科学実習Ⅰ・Ⅱ」としてメディカルケアコースを履修・再履修する1・2年生

怪我や病気などの理由により、通常の運動が実施出来ない学生を対象とする（入学時および定期健診等の結果、保健センターより指示された者、または本人の申し出によりメディカルケア担当教員の判断によって許可された者）。

開講曜限は月1、月5、火1、水1である。ただし、メディカルケアコースの履修を希望する場合でも、種目選択が終了するまでは正規の（クラス指定された、あるいは自ら選択した）曜限で授業を受けること。

履修にあたっては、スポーツ・身体運動部会・補修担当教員（佐々木）sasaki[アット]idaten.c.u-tokyo.ac.jpまで連絡し、授業の案内を受け、教務課指定の方法で「履修認定カード電子版」を申請すること。（[アット]は@に変換）

≪[履修認定カード電子版](#)≫ 【受付期間：4月7日（月）10：00～5月8日（木）16：50】

2 総合科目D系列「スポーツ・身体運動実習」について

1) 総合科目D系列「スポーツ・身体運動実習」を履修する者

総合科目D系列「スポーツ・身体運動実習」は、Sセメスターでは2年生のみ履修可能であり、1年生（過年度入学者含む）は履修できない。当該科目の履修を希望する場合は第1回授業に出席し、受講する種目を決定したうえで、履修登録期間【4月22日（火）14：00～4月24日（木）16：50】にUTASから自身で履修登録を行うこと。また、この授業は第1回から対面で行うので注意すること（第1回の集合場所：第2体育館アリーナ）。第1回授業で定員に達しなかった種目については、第2回授業の最初に追加登録をすることができる。各種目の空き状況や第2回授業の集合場所はUTOLを使って連絡する。

なお、2年生で「スポーツ・身体運動実習」「スポーツ・身体運動実習Ⅱ」「スポーツ・身体運動実習(PEAK)」「スポーツ・身体運動実習Ⅱ(PEAK)」を既に合計2単位以上取得している者は、履修することができない。

2) 「スポーツ・身体運動実習」としてメディカルケアコースを受講する者について

上記「1 3) 「身体運動・健康科学実習Ⅰ・Ⅱ」としてメディカルケアコースを履修・再履修する1・2年生について」におけるメディカルケアコースの履修と同様の手続きをすること。

以上